

# 私立大学研究ブランディング事業

## 2017年度の進捗状況

学校法人番号	131050	学校法人名			
大学名	中央大学				
事業名	アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究				
申請タイプ	タイプB	支援期間	5年	収容定員	22108人
参画組織	研究推進支援本部				
事業概要	<p>本プロジェクトの目的は、アジア・太平洋地域が、世界最大の経済発展セクターでありながら異なる法文化系統が認められる地域であることに着目し、この地域の法秩序の多様性自体を解明し、協調的に併存させ、コンバージェンス(統合止揚)する方法を提言することである。本学は、プロジェクトの成果である比較法事情データベースを用い、この研究領域において、日本・アジア・世界の法情報センターとして貢献することを目指す。</p>				
①事業目的	<p>本研究では、アジア太平洋地域を対象として、この地域における法秩序の多様性自体を解明し、多様性の存在を前提として、いずれかの法秩序を優越的なものとして「押しつける」のではなく、また逆に各国国内法による多文化・他法システムを無視した孤立主義的アプローチをとるのでもなく、多様性を協調的に併存させ、統合止揚(コンバージェンス)する方法を研究し、実務に反映させることを目的とする。</p> <p>具体的には、実定法のみならず、その背後あるいは前提にある、宗教、文化、言語、政治体制、経済力、新しい科学技術等の条件を含め、この地域の有力な研究者と連携した国際共同研究として、3つの方向から研究を進める。(第1:法秩序の多様性を調査・解明する研究、第2:それを可視的に比較検討する基盤としての「比較法事情データベース」の構築、第3:両者を前提とした、コンバージェンスの方策そのものの研究)。なお、法の多様性を具体的に検討するため、本研究では、現在実務的なニーズが極めて高い次の3つ、(a)国際契約(国際取引)、(b)データプライバシー、(c)紛争解決の各論的領域を検討するものとし、かつ、世界2大法系たる欧州大陸法とイギリス法が継受され、伝統的文化と交錯しているところにアジア太平洋地域の法多様性の特徴があることから、大陸法系の日本、大韓民国及びタイ、イギリス法系の香港、オーストラリア及びシンガポールを対象法域とする。</p> <p>また、本研究が、中央大学の研究ブランドの国際的通用性を高め、もって日本の私立大学の研究ブランディングに資するために、本事業では、アウトリーチ活動として次のような取り組みを行う。本事業支援期間中においては、①本学ウェブサイト(マスメディアとの提携サイトを含む。)を通じた逐次の研究状況発信を日本語のみならず英語で行うこと、②海外研究協力者との研究会・シンポジウム等を公開で行い、本研究への関心を高めること、③本研究の成果である「比較法事情データベース」について、早い段階で研究者や法実務家等のステークホルダーに対するテスト公開を行い評価を得ること、④共同研究参加者による論文を日本比較法研究所「比較法雑誌」に継続的に掲載すること、⑤有力な法律家を外部評価者として迎えることにより、国際的に本研究を発信すること、等を行う。また、将来的には、「比較法事情データベース」に法域の追加、各論的課題の追加、情報の安定的更新を続けることによって、本学が、この領域において、日本のみならずアジア・世界の情報センターとして貢献する基盤となること、他方で、本学のもつ強力な国内外及び研究者と実務家をつなぐネットワークを活用し、将来的に、大学として取り組むべき各論的課題を設定して、さらなる国際共同研究を行う。</p>				
②2017年度の実施目標及び実施計画	<p>当該年度の実施目標及び実施計画については、年度当初の検討において、海外パートナー研究者及び外部評価委員より研究手法、アプローチに対する指摘を受けたことを踏まえ、研究手法の発展的変更とそれに対応した実施目標及び実施計画を以下のとおり設定した。</p> <p><b>実施目標</b></p> <p>(1)比較法事情DBにおいて、海外パートナー研究者からの意見聴取に基づき、法事情比較項目に関する「大項目」を確定する。また、比較法事情DBを構成する「(a)国際契約(国際取引)」「(b)データプライバシー」「(c)紛争解決」の3つの課題について、それぞれ大項目を細分化・各論化した法事情比較項目設定をおこない、「中項目」「小項目」へ落とし込む。</p> <p>(2)香港、シンガポール、オーストラリア、韓国及びタイについて、(1)で設定した比較法項目に係る法事情調査を行う。</p> <p>(3)基底法文化研究において、昨年度設定した「各法域における法の継受についての自己認識」に係る研究を実施し、論文・研究ノートを執筆する。また、更に検討が必要な基底法文化要素を検出する。</p> <p><b>実施計画</b></p> <p>(1)3つの課題について比較の視点設定を進め、大・中・小項目に落とし込む作業を完了する。</p> <p>(2)-1大項目設定に協力を要請した海外パートナー研究者・機関との協力条件等を協議し、調査実施のための委託研究契約を締結し、各比較項目に対する法事情調査を開始する。</p> <p>(2)-2法事情調査結果について、当該年度は比較項目数に対して、30%の取りまとめを行う。</p> <p>(3)-1基底法文化Gは、海外調査を含む調査研究をおこない、上記目標に掲げた課題を研究ノートにまとめる。また、各法域の法実情に照らして重要な基底法文化要素の検出を行う。</p> <p>(4)欧米の視点から日本法・アジア法の特徴に関する研究会・ワークショップを実施する。</p> <p>(5)本事業に関する論説・エッセイ等を本学と読売新聞の共同運営Webサイト「Chuo Online」にて継続的に発表する。</p>				

<p><b>③2017年度の事業成果</b></p>	<p>今年度の主な事業成果は以下のとおりである。</p> <p>(1)比較法事情DBの構築にあたり、当初予定していた「大項目→中項目→小項目」という階層的な設問設定を見直すこととし、3つの領域において実務的なケース(事故発生から紛争解決までの過程をまとめた事例、標準的な契約雛形がどのように利用されているかという事例など)を設定し、それぞれについて各法域の対応を整理する方法を採用することとした。</p> <p>(2)事業計画で予定された5つの比較検討対象法域全てにおいて、協力を得られるとの確約を得、そのうち韓国(Kyung Hee University Law School)、香港(City University of Hong Kong, Faculty of Law)、シンガポール(Singapore Management University, School of Law)とはMOUを締結し、法事情調査を実施した。</p> <p>(3)当初計画に沿って作成していた設問を見直した上で、なお比較法事情DBの一部を構成できると判断した190問(国際取引50問、データプライバシー100問、紛争解決40問)について、韓国・シンガポール・香港のパートナー研究機関に対する調査を実施し、その回答を得た。</p> <p>(4)比較法事情DBの構築にあたり、Intersystem社のCache(キャッシュ)をDB構築のシステムに選定し、プロトタイプ作成に着手した。</p> <p>(5)11月に海外から3名の研究者を招聘し、“Reflections to cross-cultural approaches to legal reasoning and practice: examples and new approaches”と題するワークショップを実施した。また、その継続セッションとして、2月に韓国・ソウルにおいてパートナー研究者の協力を得て、同様のワークショップを実施した。また、二度にわたるワークショップの成果として、パートナー研究者によって論文としてまとめられた。</p> <p>(6)社会への情報発信という点で、研究プロジェクトメンバーが「Chuo Online」上で本プロジェクトに関連する研究成果、論説、エッセイ等を発表した。</p> <p>(7)本事業に関する英語版ホームページを開設した。</p>
<p><b>④2017年度の自己点検・評価及び外部評価の結果</b></p>	<p>(自己点検・評価)</p> <p>主に実施目標として掲げた3点を中心に、自己点検・評価を実施した。なお、自己点検・評価については、各項目について5段階(秀・優・良・可・不可)による評価を実施した。</p> <p>(1)当初予定していた研究方法論自体を変更したことにより、比較法事情DBの評価指標の取りまとめについて、当初予定していた量的指標を充足することができなかった。研究方法の変更自体は研究過程における新たな方法論的発展であるが、進捗の遅れが生じた点に鑑み、「可」と評価する。</p> <p>(2)5つの比較検討対象法域に対する法事情調査の実施については、研究手法の変更等により、比較法事情DB項目設計方針の変更により、MOUの締結が年度末にずれ込んだほか、オーストラリアとタイについては口頭での了承に留まったことより、「良」と評価する。</p> <p>(3)ワークショップの実施及びその成果発信については、2回にわたりワークショップを実施し、本事業の方法論的検討において重要な示唆を得たこと、またそのワークショップの成果が論文の形で取りまとめられ、発表されること(発表は2018年度を予定)により、「秀」と評価する。</p> <p>(4)社会への情報発信については、前述のとおり、Chuo Online上で6回にわたる連載を実施し、本研究に関連する取組みや論説等を発表した。また、前述のワークショップやセミナーでの発表等を通じた情報発信を積極的に行った。Chuo Onlineは、一般紙との連携によるウェブであるため、大学ホームページよりも一般社会に対する波及効果の高い情報発信ができたことと評価する一方、セミナーやワークショップによる情報発信は国外を中心としたため国内へのインパクトが不足していることより、「良」と評価する。</p> <p>(外部評価)</p> <p>評価基準、事業報告および自己点検評価について4名の外部評価委員から外部評価を受けた。研究手法・アプローチの変更に対しては、全ての委員から「適切」であるとの評価を得た。また、ワークショップの実施や論文、Chuo Onlineによる論説の発信等、成果の発信を積極的に行った点も評価された。一方、法事情を比較する上で、「文化的差異」の適確な理論的理解と、法事情を比較する方法論を明瞭にすることの必要性が指摘されており、次年度の課題とする。</p> <p>その他、外部評価の詳細は、別紙参照のこと。</p>
<p><b>⑤2017年度の補助金の使用状況</b></p>	<p>経常費補助金を原資とした研究経費は、以下の用途にて使用した。</p> <p>・消耗品・設備備品費、謝金、国内外旅費、委託費、人件費</p>